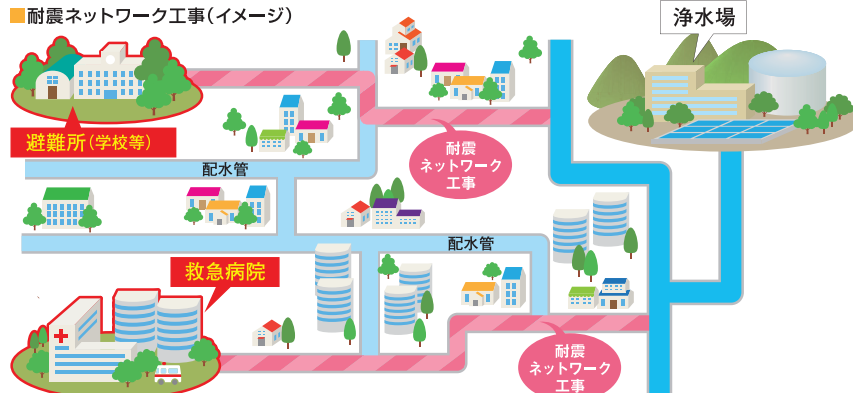


## 耐震ネットワーク工事を推進しています

地震発生時においてもライフラインとしての機能が維持できるよう、水道施設の耐震化を計画的に進めています。特に、「福岡市地域防災計画」において指定された避難所や救急告示病院などは重要な拠点となりますので、震災時においても水道水を届けられるよう、これらの施設につながる給水ルート（配水管）を地震の揺れに強い「耐震管」で優先的に整備する「耐震ネットワーク工事」を推進しています。

### ■耐震ネットワーク工事(イメージ)



【整備推進課】 電話092-483-3145 ファクス092-483-3240 メール seibi.WB@city.fukuoka.lg.jp

### 「耐震管」とは

管の継ぎ目が伸び縮みする構造となっており、地震の揺れに対しても柔軟に対応することができます。



縮んだ状態の耐震管(模型) 伸びた状態の耐震管(模型)



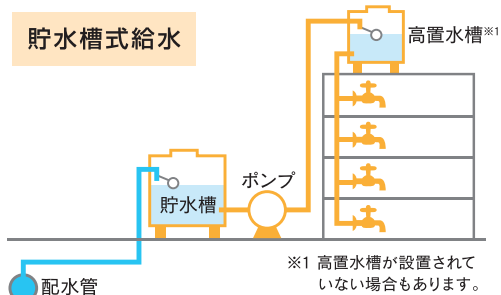
耐震管の吊上げ実験の様子  
写真提供:一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会

## 「直結給水相談窓口」を開設しています

給水方式には「貯水槽式給水」と「直結式給水」の2種類があります。福岡市では、主に戸建住宅・共同住宅・事務所ビルなどの場合、貯水槽を経由せずに配水管から直接水道水をお届けできる直結式給水をお勧めしています。

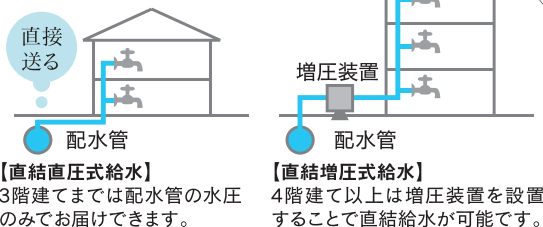
貯水槽式給水から直結式給水への切り替えの際に発生する水道加入金の「\*免除・減免制度」や「切り替え工事の手続きの流れ」などのお客様の疑問(ただし工事費は除く)について、相談できる「直結給水相談窓口」を開設しています。\*戸建住宅、共同住宅、事務所系建物に限るご希望されるお客様(建物の所有者の方)はお気軽にお問い合わせください。

### 貯水槽式給水



※1 高置水槽が設置されていない場合もあります。

### 直結式給水



#### 【直結直圧式給水】

3階建てまでは配水管の水圧のみでお届けできます。

#### 【直結増圧式給水】

4階建て以上は増圧装置を設置することで直結給水が可能です。

直結給水相談窓口  
(節水推進課内)  
電話092-483-3141



【節水推進課】 電話092-483-3141 ファクス092-436-7841 メール sessui.WB@city.fukuoka.lg.jp

## 消費税率の変更により、10月1日から水道料金・下水道使用料が変わります

消費税法及び地方税法が改正され、税率が変更されることに伴い、10月1日から水道料金・下水道使用料についても改正することとなりました。新しい水道料金・下水道使用料は、ご使用いただいた水量に基づいて計算した料金に100分の110を乗じたものとなります。

なお、10月1日より前から継続して水道・下水道を使用されているお客様の料金については、条例の経過措置によって、12月検針分以降から新税率適用の料金となります。

※10月1日以降から新規に使用されるお客様は、10月検針分以降から新税率適用の料金となります。

**お客様(用途:家事用)が、水を2か月使用した場合の消費税率の変更による料金比較の計算例は、以下のとおりとなっております。**

### ○2か月分料金の計算例

使用水量が20m<sup>3</sup>の場合(水道メーターの口径:13mm)

区分	変更前(8%)	変更後(10%)	差額
水道料金	2,203円	2,244円	41円
下水道使用料	1,922円	1,958円	36円
計	4,125円	4,202円	77円

使用水量が30m<sup>3</sup>の場合(水道メーターの口径:20mm)

区分	変更前(8%)	変更後(10%)	差額
水道料金	4,914円	5,005円	91円
下水道使用料	3,564円	3,630円	66円
計	8,478円	8,635円	157円

今後とも、水道事業、下水道事業に対するご理解とご協力をお願いいたします。



■水道料金に関するお問い合わせ先 水道局 お客さまセンター 電話 092-532-1010  
■下水道使用料に関するお問い合わせ先 道路下水道局総務部下水道料金課 電話 092-711-4507